

令和元年 天草市農業委員会第6回総会議事録

令和元年5月24日天草市役所別館B会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（12名）

1番	本田 実 君	2番	中川 徹 君
3番	黒川紀世子 君	4番	松下敏明 君
5番	山下和弘 君	6番	玉田秀敏 君
7番	金棒康二 君	8番	淀川洋一 君
9番	富崎ますみ 君	10番	中村三千人 君
11番	山並彰一郎 君	13番	野中幸廣 君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（1名）

12番 井島 安一 君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5名）

事務局長	岩本隆二	係長	荒木賢司
係長	松本馨	主査	中山喜光
書記	山川裕輔		

4、議事日程

開 会

日程第1 議事録署名委員の指名について
日程第2 議第59号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3 議第60号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議第61号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5 議第62号 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について
日程第6 議第63号 非農地通知書交付申請について
日程第7 報告事項について

閉 会

開 議 午後1時55分

○事務局（岩本隆二君） ただいまから令和元年天草市農業委員会第6回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（本田実君） 皆様こんにちは。令和になり初めての総会になります。農地利用推進員との研修へもご参加いただきありがとうございました。農地の調査について広範囲になりますので委員の皆様も協力、指導をお願い致します。5月13日に女性委員の組織化に向けた打ち合わせ会に農業会議の局長、課長、山鹿市農業委員会長と天草市、上天草市、苓北町の各農業行委員会長、女性委員及び事務局長で話し合いが実施されましたが、任意団体として設立する女性部へは天草地域は参加しないこととなりましたのでご報告致します。本日も慎重に審議を進めていくようどうぞよろしくをお願い致します。

○事務局（岩本隆二君） 本日は、12番井島委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員がご出席でございますので、本日の総会は成立しておりますことを報告します。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、7番金棒委員、8番淀川委員を指名致します。

○議長（本田実君） 日程第2、議第59号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の1ページをご覧ください。1番について説明します。天草町の譲受人は亀場町の譲渡人より、亀場町の田199㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡学校給食センターから南西へ約0.2km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。農地は約1m道路より下がっており、管理が難しかったため、土を入れて高さを上げています。今月中に作付けする計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 現地を確認しましたが、宅地に囲まれており、田んぼとして利用できないのは仕方ないと思いますし、問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、1番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(中山喜光君) 2番について説明します。佐伊津町の譲受人は旭町の譲渡人より、佐伊津町の畑332㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草広域連合中央消防署から北へ約0.4km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○8番(淀川洋一君) 現地を確認しましたが、問題はないと思います。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、2番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(山川裕輔君) 3番について説明します。佐伊津町の譲受人は熊本市西区の譲渡人より、佐伊津町の田2,208㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した佐伊津小学校から北へ約0.2km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願いします。

○8番(淀川洋一君) 先日現地を確認しましたが、問題はないと思います。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、3番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(中山喜光君) 4番について説明します。本町の譲受人は本町の譲渡人より、本町の田250㎡と畑1,665㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本町小学校から西へ約2.8km、青色で着色した県道本渡苅北線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜及び果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○8番(淀川洋一君) 先日現地を確認しましたが、問題はないと思います。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありました。4番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(山川裕輔君) 資料②の2ページをご覧ください。5番について説明します。御所浦町の譲受人は大阪府泉南郡の譲渡人より、御所浦町の畑494㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した烏峠展望所から北東へ約0.8km、青色で着色した市道嵐口外平線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員の意見ですが、本日は井島委員が欠席でございますが、事前に問題ないと連絡を受けておりますことを報告します。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありました。5番の件につきまして、質疑はあ

りませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(山川裕輔君) 6番について説明します。栖本町の譲受人は栖本町の譲渡人より、栖本町の田及び畑 6079 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した栖本支所から北東へ約1km、青色で着色した県道松島馬場線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻及び野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○6番(玉田秀敏君) 先日現地を確認しましたが、問題はないと思います。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありました。6番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(山川裕輔君) 資料②の3ページをご覧ください。7番について説明します。栖本町の譲受人は栖本町の譲渡人より、栖本町の田 129 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した栖本地区コミュニティセンターから西へ約1.2km、青色で着色した県道松島馬場線の北西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○6番(玉田秀敏君) 先日現地を確認しましたが、問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 8番について説明します。栖本町の譲受人は福岡県北九州市小倉北区の譲渡人より、栖本町の畑 688 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した栖本総合体育館から南西へ約 1.1km、青色で着色した国道 266 号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○6番（玉田秀敏君） 先日現地を確認しましたが、問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、8番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、9番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 9番について説明します。栖本町の譲受人は福岡県北九州市小倉北区の譲渡人より、栖本町の田 394 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した栖本保育園から西へ約 0.1km、青色で着色した県道松島馬場線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稲及び飼料稲を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○6番（玉田秀敏君） 先日現地を確認しましたが、問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。9番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、10番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 10番について説明します。五和町の譲受人は五和町の譲渡人より、五和町の畑1427㎡を交換により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した五和町コミュニティセンターから北東へ約0.9Km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番（山下和弘君） 先日現地を確認しましたが、問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。10番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、11番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 11番について説明します。五和町の譲受人は五和町の譲渡人より、五和町の畑512㎡を交換により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した五和町コミュニティセンターから北西へ約0.8Km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の3ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5 番（山下和弘君） 先日現地を確認しましたが、問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。11 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、12 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の 4 ページをご覧ください。12 番について説明します。五和町の譲受人は五和町の譲渡人より、五和町の畑 164 ㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧五和西中学校から北西へ約 1.2km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5 番（山下和弘君） 先日現地を確認しましたが、問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。12 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 3、議第 60 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の 5 ページをご覧ください。1 番について説明します。転用者は本渡町の個人で、本渡町の田及び畑 1591 ㎡を宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した西の久保公園から東へ約 0.3km、青色で着色した県道本渡苓北線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域に位置する第 3 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真に

なります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、共同住宅の需要が見込まれるため、共同住宅2棟、26台分の駐車場、通路として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地確認を実施しました。特に問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 2番について説明します。転用者は太田町の法人で、佐伊津町の畑1,209㎡を道路へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧佐伊津中学校付近、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、住宅地の道路として利用する計画です。資料③の2ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に道路として整備されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地確認を実施しました。特に問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第4、議第61号、農地法第5条第1項の規定による許可申請につ

いてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の6ページをお開きください。1番について説明します。転用者は志柿町の法人で、浜崎町の田652.68㎡と畑205㎡に使用貸借権を設定して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡北小学校から南西へ約0.1km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、共同住宅の需要が見込まれるため、共同住宅1棟、22台分の駐車場、通路として整備し利用する計画です。資料③の5ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。一部造成されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地確認を実施しました。特に問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 2番について説明します。転用者は福岡県糟屋郡の個人で、今釜新町の畑159㎡に使用貸借権を設定して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所から北東へ約0.4km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、帰郷するために個人住宅を建設し利用する計画です。資料③をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に造成しているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地確認を実施しました。特に問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 3番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の畑92.39㎡に使用貸借権を設定して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した五和町コミュニティセンターから東へ約0.1km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、申請地の隣接地に住宅を建築中だが、工事を進めていく中で敷地が不足していることが判明したため拡張したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に造成しているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番（山下和弘君） 先日現地確認を実施しました。特に問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、3番の件につきまして、質疑はありませんか。

○4番（松下敏明君） 使用貸借権で間違いはないのか。

○事務局（中山喜光君） 申請者に確認しましたが、使用貸借権で間違いありません。

○議長（本田実君） 他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第5、議第62号、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（松本馨君） 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。資料②の7ページから説明をさせていただきます。所有権移転の計画が1件、利用権の新規設定の計画が12件、再設定が13件、転貸が0件、合計26件で、筆数51筆、総面積が70,039㎡となっております。なお、所有権移転の計画（1件）につきましては、熊本県農業公社が本渡町広瀬の畑1,220㎡を売買により取得する計画でございます。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の6ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（本田実君） 日程第6、議第63号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の22ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数は、本渡地域が1件。筆数は全体で4筆、面積は1,247㎡となっております。現地確認を実施し、資料③の7ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番から3番の地図です。天草高校から南西へ約0.5kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が4番の地図です。宮地岳かかし村から北へ約0.5kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。以上です。

○議長（本田実君） 説明がありましたが、ご質疑及びご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 現地確認をしましたが、1番と3番は再生利用が可能な荒廃農地に該当すると思われますので非農地と判定するのは早いかと思います。

○5番（山下和弘君） 1番と3番は草を払うだけで農地として利用可能なように見えます。

○議長（本田実君） それでは、2番と4番は非農地、1番と3番は農地と判断したいですが、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は2番と4番を非農地と決定致します。

○議長（本田実君） 日程第7、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の 23 ページをお開きください。農地利用・形状変更届はありませんでした。第 4 条関係許可不要転用届はありませんでした。第 5 条関係許可不要転用届はありませんでした。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、令和元年天草市農業委員会第 6 回総会を閉会致します。

午後 15 時 15 分

閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 水田 英

署名委員 金棒 康二

署名委員 淀川 洋一

